

2021年度（令和3年度）第1回福山市入札監視委員会（書面開催） 会議概要

1 会議名

2021年度（令和3年度）第1回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から持ち回りによる合議（書面開催）

3 関係者

委 員	大島委員長，堂前委員，沼田委員，内田委員，梅國委員（計5名）
関係部課長	（市長部局等） 建設管理部長，松永支所長，建築部長，建設政策課契約担当課長， 松永建設産業課長，設備課長
	（上下水道局） 経営管理部長，工務部長，施設部長，管財契約課長，管路整備課 下水道担当課長，水づくり課長

4 会議の概要

（1）委員長の互選について

委員の互選により，大島委員を委員長に選出した。

（2）委員長職務代理者の指名について

委員長の指名により，沼田委員が委員長職務代理者に就任した。

（3）委員会の運営について

年に2回委員会を開催し，審議案件を事前に担当する委員が抽出することを確認した。

また，審議案件の抽出について，次回の抽出を梅國委員，以降続いて堂前委員，内田委員の順に担当することを確認した。

（4）抽出案件の審議

2020年（令和2年）10月1日から2021年（令和3年）3月31日の間に開札を行った工事を対象に，担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。また，2020年度（令和2年度）第2回福山市入札監視委員会において付された意見について報告を行った。

- ①橋梁修繕工事（小代橋）
- ②河川改修工事（本谷川）
- ③福山市庁舎議会棟3階第2委員会室他音響設備改修工事
- ④下水道施設長寿命化工事（2-5）
- ⑤中央雨水滞水池No. 1送水ポンプ修繕工事

○ 抽出案件の審議内容

案件の抽出を担当した委員からの選定理由と抽出案件に対する回答及び抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

抽出案件① 橋梁修繕工事（小代橋）	
抽出理由	<p>予定金額が1731万5100円と比較的高額であるにもかかわらず、1者しか入札に参加していないこと、及び、それにもかかわらず落札率が97%と高いことが疑問である。</p>
回答	<p>本工事は、橋梁長寿命化事業に伴う橋梁修繕工事で、工事内容は上部工・下部工における断面修復工、ひび割れ注入工、表面含浸工、表面塗装工等の一般的な補修工事ではありますが、近接の松永中学校や遺芳ヶ丘小学校の生徒が通学する橋梁であり、工事に伴う交通体系・安全性・環境（騒音等）への配慮など、工事実施においてこれらの特性に特に配慮する必要があるため、発注方法を工事成績条件付一般競争入札としたものです。</p> <p>入札参加者が1者のみになった理由については、入札参加者が現在の手持ち工事の状況や、技術者の他工事への配置状況及び仕様書の内容等を総合的に判断した結果であると考えておりますが、入札参加資格を有する業者は事前に15者と把握していました。</p> <p>高い落札率となった理由については、大部分が専門の下請け業者の施工が必要な工事であり、自社による施工の自由度が低く、工事費を削減する余地が少ないことが要因となり、高い落札率になったものと考えます。</p>
Q1	<p>事案説明書には、「大部分が専門の下請け業者の施工が必要な工事であり、自社による施工の自由度が低く、工事費を削減する余地が少ないことが要因となり」と記されていますが、その内容について具体的に説明して下さい。</p>
A1	<p>専門の下請け業者の施工が必要な工種は、上部・下部におけるコンクリート部への、ひび割れ注入工や断面修復工・表面含浸工、鋼部においては塗装工（塗膜除去・塗装（3層））、足場工の設置・撤去が想定されます。</p> <p>ひび割れ注入工においては、様々な面にある幅0.2mm～1.0mm程度のひび割れ部に、セメント系超微粒子を低圧注入するものですが、ひび割れ箇所（上面や側面）による充填確認において、空気孔からのオーバーフロー等を確認しな</p>

	<p>がら、ひび割れ内部が十分に満たされているかを判断する必要があります。</p> <p>また、断面修復工においては、目視や打音検査であらかじめ確認できた範囲を中心にコンクリートを研り、鉄筋をケレンし防錆処理を行い、左官工法により断面修復材で埋め戻しますが、研り作業を行う中で、不可視部分の鉄筋の腐食具合によるコンクリートへの影響を判断し、断面修復工の研る深さや範囲を改めて決定する必要があります。</p> <p>さらにこれらの作業後、コンクリート表面の吸水性を大幅に低下させ、コンクリートの劣化防止や塩害防止効果のある表面含浸工を施工しますが、無色透明であるため塗りムラが発生しやすく、本来の効果が期待できないことも考えられます。</p> <p>鋼部における塗装工においても、塗りムラの無いようそれぞれの層で塗膜管理を行うことで、鋼部の腐食を防ぎます。</p> <p>仮設工においては、河川管理者（広島県）との協議の結果、組立足場では河川断面が十分確保できないため吊足場での施工となり、労働安全衛生規則では地面に設置するタイプの足場と比べると注意点が多くあるのが特徴です。</p> <p>以上のことから、想定されるそれぞれの工種において、施工の専門性が高く、これまで橋梁補修工事の経験で蓄積されたノウハウ（技術）を発揮できる業者と下請け契約する必要があります。したがって、本工事は自社による施工の自由度が低く、工事費を削減する余地が少ないものと考えております。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

抽出案件② 河川改修工事（本谷川）

抽出理由	<p>入札者14者中12者も失格となっていることが疑問である。</p>
回答	<p>本工事は河川幅2.4mの河川改修工事を実施するもので、工事内容は、ブロック積工・重力式擁壁工を主たる工種とし、嵩上工・仮設工を合わせ施工する一般的な河川改修工事であります。</p> <p>入札者14者中12者が失格となった理由としては、本市では「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領（以下「要領」という。）」に基づき、市が積算した工事費を基に、工種ごとに最低制限価格の基準価格（要領第3条）を算定いたします。</p> <p>開札時に、この基準価格を電子計算機により自動調整した上で、案件ごとに最低制限価格（要領第4条）を設定し、入札を実施しているところであります。</p> <p>本工事においては、多くの入札参加者が、最低制限価格の基準価格付近で入札し、電子計算機による自動調整の影響から、多くの業者が失格となったと考えます。</p>

抽出案件③ 福山市庁舎議会棟3階第2委員会室他音響設備改修工事	
抽出理由	特殊な設備であるため随意契約とされたとのことであるが、どのような点において特殊な設備であったのか疑問である。
回答	<p>本工事は、福山市庁舎議会棟3階第2委員会室と第3委員会室の音響設備を改修する工事であります。</p> <p>当該設備は、議会棟3階の第1委員会室から第4委員会室の4室と全員協議会室を含めた5室の音響設備を一体的にシステム構築し運用しているものであり、その音声は制御装置を通じ任意の部屋へ自由に放送設定が可能な設備となっています。また、本施設は中国ナショナル特機（株）が本市の議会棟の規模や用途に応じ専用に設計・施工したメーカー独自の設備であり、改修工事にあたっては専門知識と技術力を有し、機器に精通した者による施工が必要であり、かつシステム全体の調整をも要する特殊な設備であります。</p>
Q 2	<p>随意契約の理由として、「当該業者は、事業再編に伴い、音響設備に係る保守点検・改修を担当する者として技術・ノウハウを唯一継承した者である」とあります。これは、当初の施工者である中国ナショナル特機株が、事業再編でパナソニックシステムソリューションズジャパン株となり、当該業者のみ改修工事が可能だったという理解でよろしいでしょうか。</p>
A 2	お見込みの通りです。
抽出案件④ 下水道施設長寿命化工事（2－5）	
抽出理由	予定価格が高額であるにもかかわらず、入札参加者が1者のみであったことが疑問である。
回答	<p>本工事は、福山市公共下水道ストックマネジメント計画〔2019年度（令和元年度）策定〕に基づき、市内中心部（新浜処理分区）の管渠更生工事に合わせて、マンホール管口の耐震化及び取付管口の補強を同時に施工するものであります。</p> <p>また、老朽化が著しい管渠を更生するため、現場条件に適した工法を選定するとともに適切な施工管理が求められることから、技術者として該当工法の資格者が配置できる者を条件として一般競争入札を実施したものです。</p> <p>最初に、この工事は、2020年（令和2年）7月17日付け、下水道施設長寿命化工事（2－4）で公告し、同年8月19日に開札した結果、入札参加者3者のうち、2者が最低制限価格を下回り失格となり、また、落札候補者は落札制限している同日開札の他の案件の落札者となり、結果として、この案件は入札不</p>

	<p>調となりました。</p> <p>そのため、2020年（令和2年）9月11日付けで、下水道施設長寿命化工事（2-5）で再公告しましたが、入札参加者が1者のみでありました。</p> <p>本工事に条件を満たした入札参加資格を有する者は、10者以上あることを把握していましたが、入札参加者の手持ち工事の状況、技術者の他工事への配置状況及び仕様書の内容等を総合的に判断した結果であると考えます。</p>
Q 3	<p>2020年7月17日付け下水道施設長寿命化工事（2-4）が入札不調となった経緯は理解しました。改めて、およそ2か月後の2020年9月11日付けで再公告され、工事期間は2020年10月14日～2021年3月31日となっています。</p> <p>一度入札不調となったことにより、結果的に工期は短縮されているのでしょうか。</p> <p>仮に、工期が短縮されているのだとしたら、応札者数へ影響を与えると思われます。再公告のときに、この点についてどのように評価されているのでしょうか。</p>
A 3	<p>本工事は、工法ごとの作業日数を積み上げた工期としていましたが、再公告にあたり、工期を検討した結果、工事現場が点在し、管径の大きさによって工法が異なるため、複数の現場を同時に施工できると判断しました。結果として、2か月の工期が短縮されたこととなりますが、このことは、応札者数に対して、影響はなかったものと考えます。</p>
Q 4	<p>最初の公告の入札が不調となった後、再公告に際して、再度不調等にならないために検討されたことがあれば説明して下さい。</p>
A 4	<p>再公告に際し、年度内の完成が可能かどうか工程と施工方法を検討し、その結果、再公告を行ったものです。</p>
抽出案件⑤ 中央雨水滞水池No. 1送水ポンプ修繕工事	
抽出理由	<p>専門部品の調達が可能で、設備に精通した者が他にいなかったのか疑問である。</p>
回答	<p>本工事は、中央雨水滞水池No.1送水ポンプのインペラが破損し、施設運転に支障をきたしているため、修繕工事を行うものであります。</p> <p>修繕部品であるインペラは、ポンプ製造者の独自の特殊製品であり、他社製品での対応は困難です。当該業者は、ポンプ製造者の代理店であり、専門部品の調達から、インペラ組み込みに係る専門知識と技術力を有し、ポンプの当初能力復旧までの一連の工程を自社で担うことが可能であり、また、インペラ以外に不測の事態が発生した場合にも、ポンプ製造者と連携をすることも可能となります。</p>

	よって、短期間に迅速かつ的確に修繕工事を行うことができ、機械器具設置工事業の登録がある市内業者の当該業者と随意契約を行ったものであります。
Q 5	部品の調達及び技術力等の面で契約業者が条件を満たしていたことは理解しました。契約業者以外に条件を満たす業者は存在しないのでしょうか。
A 5	ポンプの部品調達が可能な業者は、市内に、他に1者存在します。しかし、その業者は、上下水道局のポンプ設備において、分解整備を伴う修繕実績がありません。降雨前の限られた時間内に、ポンプの修繕を行う必要があるため、分解整備の実績があり、確実な技術力のある業者を選定しました。

○ 2020年度（令和2年度）第2回福山市入札監視委員会において付された意見について（報告）

（意見を付された内容）

最低制限価格の自動調整の許容範囲を上限1%から0.3%に変更後、既に2年以上経過しているが、現在の制度の下においても、最低制限価格未満での失格者が多数となり、その結果、高い落札率の契約になることが、ある程度の確率で発生しうる。

こうしたことを防ぐため、電子計算機による自動調整の許容範囲変更以外の方法を検討する時期にさしかかっているという意見を付す。

1 経過

本市が行う建設工事の競争入札においては、2007年度（平成19年度）より地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく、最低制限価格制度を導入し、最低制限価格未満の価格での入札者は失格とする運用としました。

最低制限価格の設定方法については、工事の種類ごとに福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領に定める式により基準価格を算定し、開札時にこの基準価格を電子計算機により自動調整した上で、案件ごと最低制限価格を設定しています。

この自動調整の許容範囲は、「基準価格の上限1%」として運用を開始しましたが、入札監視委員会の委員の皆様のご意見を踏まえ、最低制限価格未満での失格者を減らす目的で2018年（平成30年）4月から「基準価格の上限0.3%」に変更いたしました。

その後も、本市における建設工事の競争入札においては、最低制限価格の基準価格付近での入札が集中しており、最低制限価格未満での失格者が多数となり、その結果、高い落札率の契約となる事案が、ある程度の確率^{*}で発生している状況であり、このことから20

20年度（令和2年度）第2回福山市入札監視委員会において上記の意見が付されました。

※2020年度（令和2年度）において、入札参加者が複数で、かつ有効な入札が1となった案件のうち、落札率が100%となった案件数及びその発生率は4件／683件（0.59%）

2 本件に関する本市の考え方

本市の建設工事における競争入札の状況については、最低制限価格付近での落札が常態化している実態があります。ダンピング受注は、工事の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながり、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要がある、また近年、ダンピング受注による弊害が、建設業への若年入職者の減少の原因となり、建設工事の担い手育成及び確保を困難なものとしているとも言われ、ダンピング受注の排除を図る対策としての最低制限価格制度の重要性は増しているものと考えています。このことから、最低制限価格制度の趣旨がダンピング対策であることを十分踏まえた上で、その運用上、発生する課題に取り組んでいく必要があります。

今回ご意見をいただいている事象については、最低制限価格を事後公表とする場合、ある程度の確率において発生しうるものと考えますが、当該事象の低減に向け、どのような取り組みが可能であるか法的な観点、他都市の状況及び本市の建設業の動向等を踏まえた上で、これまでの公平、公正性を重視した入札手法を継承しつつ、課題解決に向け、引き続き調査、研究してまいります。

○ まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

(5) その他

- ・ 次回委員会の開催時期について
2021年（令和3年）11月下旬の予定
- ・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について
2021年（令和3年）4月から2021年（令和3年）9月までを対象とし、梅國委員が担当する。